



交通災害共済

家族そろって加入しましょう!!

交通災害共済は、住民一人ひとりが会費を出し合い相互扶助の立場に立って、交通事故の被害者に見舞金をおくり救済しようとする制度です。「車社会」の今、万一の事故に備えて家族で加入しましょう。

請求に必要な書類

必要な書類	会員証（集団会員は不要）	交通事故証明書等	診断書（交通災害共済用）	死亡診断書又は死体検案書	身体障害者手帳	身体障害者診断書	戸籍謄本
傷害	○	○	○				
死亡	○	○		○			
身障	○	○			○	○	
交通遺児	○	○		○			○

なお、総務員さんへの申込が遅れた場合は、8月29日(金)までに役場総務課へ申し込んで下さい。

期間と会費

共済期間は、9月1日から翌年の8月31日までの1年間で、会費は700円です。(途中加入もできます)

事故に遭ったときはすぐに警察に届け出て、後日、交通事故証明書を発行してもらうようにして下さい。

見舞金

※身体障害（1・2級）になってしまったときは、傷害見舞金のほかに50万円が、また、死亡した会員に遺児がいた場合、一人につき10万円が支給されます。

申請できる方

- ・6歳未満の幼児を養育している保護者
- ・申請時に必要なもの

- ・申請できる方
- ・申請時に必要なもの
- ・申請者名義の預金通帳
(郵便局を除く)

助成金の交付
・口座振込み
・問い合わせ先
総務課広報防災係
☎ 82-8802

ご存知ですか?

チャイルドシート助成事業

